

## 田辺市老人日常生活用具給付等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日常生活を送るのに支障のある在宅の高齢者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付及び電話加入権の貸与（以下「給付等」という。）を行うことにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄のとおりとする。

### (対象者)

第3条 給付等が受けられる者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者で、別表第1の対象者欄にそれぞれ該当するものとする。

### (申請)

第4条 給付等を受けようとする者は、日常生活用具（貸与）申請書に計画書を添え、市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請は、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等を経由して行うことができる。

### (決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに、第3条に規定する要件及びその内容を調査し、給付等の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により給付等の可否を決定したときは、老人日常生活用具給付等決定（却下）通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

### (費用負担)

第6条 用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を負担するものとする。この場合において、負担する額は、用具の引渡しの日に入居した業者に支払うものとする。

2 電話加入権の貸与は、無償とする。

### (貸与期間)

第7条 電話加入権の貸与期間は、貸与を受けた者が老人福祉施設、介護保険施設等への入所その他の事情により、必要となくなるまでの期間とする。

### (管理義務)

第8条 給付等を受けた者は、適正な管理の下でこれを使用するものとし、目的以外に使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

### (費用の請求)

第9条 用具を納入した業者が市長に請求できる額は、用具の給付に要する費用から、用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が当該納入した業者に支払った額を控除した額とする。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表第 1

| 区 分 | 種 目   | 対 象 者                                     | 性 能  |
|-----|-------|---|--|
| 給付  | 電磁調理器 | おおむね 65 歳以上の心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの者等 | 電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。              |
|     | 自動消火器 | 同 上                                       | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。 |
| 貸与  | 電話加入権 | おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らしの者等                 |  |

別表第 2

単位：円

| 利用者世帯の階層区分 |  | 利用者負担額 |
|------------|--|--------|
| A          | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）                      | 0      |
| B          | 生計中心者が前年所得税非課税世帯                           | 0      |
| C          | 生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯             | 16,300 |
| D          | 生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯  | 28,400 |
| E          | 生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯  | 42,800 |
| F          | 生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯 | 52,400 |
| G          | 生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯            | 全 額    |